

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ユ	名称	榛原特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	775 ha
指定期間	令和元年11月1日 から 令和11年10月31日まで				
指定区域	<p>宇陀市榛原上井足の主要地方道榛原菟田野御杖線と市道玉立二号線の二本杉橋南詰との交点を起点とし、同所から谷に沿って三二〇メートル西進し、大宇陀五津地区との境界に至り、同所から同境界を北西進し、出合橋南詰に至り、同所から宇陀川右岸の市道篠楽五号線を北東進し、市道玉立二号線の篠楽橋南詰に至り、同所から同市道を北進し、国道一六五号との交点に至り、同所から榛原あかね台二丁目と榛原角柄との境界に至り、同所から同境界を北進し、榛原萩原地区との境界に至り、同所から榛原あかね台二丁目との境界を東進し、市道西峠山トジ線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道西峠一号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道玉立二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、国道三六九号と市道山辺三九号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、同市道の榛原山辺三で国道一六五号との交点に至り、同所から市道山辺三二号線を南進し、近鉄大阪線との交点に至り、同所から同線路に沿って南西進し、市道長峯大野線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道高倉山辺三線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道桧牧甲四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、国道三六九号との交点に至り、同所から同国道を北西進し、市道萩原二六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道萩原二七号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道萩原三三号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道菟田川駅前丹切線との交点に至り、同所から同市道を南進し、奈良県立榛生昇陽高等学校に至り、同所から同高等学校南側に沿って南進し、及び西進し、市道下井足二一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、主要地方道榛原菟田野御杖線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進して起点に至る一円の区域</p>				

参考図面

